

つむぎ・くにとみ応援隊協定書（ひな型）

〇〇〇事業所名〇〇〇（以下「甲」という。）、社会福祉法人国富町社会福祉協議会（以下「乙」という。）、国富町（以下「丙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携を図り、地域社会全体で支援する必要があると思われる者の生活の状況を見守る活動（以下「地域の見守り活動」という。）を行うことにより、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指すものとする。

（対象地域）

第2条 この協定の対象地域は、国富町全域とする。

（甲の協力内容等）

第3条 甲は、地域の見守り活動を実施するに当たり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 前項の見守り活動において、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合、速やかにその地域を所管する国富町社会福祉協議会の窓口（以下「社協窓口」という。）又は警察署に連絡、通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

3 社協窓口、警察署への連絡等に係る判断基準については、別に定めるものとする。

4 見守り活動は、良心に基づき誠実に行うものとし、その経費は甲の負担とする。

5 甲は、第2項の規定による連絡等を行った、又は連絡等を行うことができなかった場合であっても、生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（乙の活動内容）

第4条 乙は、この協定の趣旨を周知するとともに、地域の見守り活動に関する取組の円滑な実施のための支援及びこの協定に係る民間事業者との相互連携を図るために必要な活動を行うものとする。

（丙の活動内容）

第5条 丙は、この協定の趣旨を関係各課に周知するとともに、地域の見守り活動における関係機関相互の連絡が円滑に行われるために必要な体制の整備について支援を行うものとする。

（個人情報保護等）

第6条 甲、乙及び丙は、協定の実施に当たり知り得た情報については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、第3条第2項に基づき社協窓口、警察署及び消防署に連絡等する場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、

有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 国富町大字〇〇〇〇〇〇番地一〇〇
〇〇会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

乙 国富町大字本庄6889番地2
社会福祉法人国富町社会福祉協議会
副理事長 〇 〇 〇 〇

丙 国富町
国 富 町 長 〇 〇 〇 〇